

令和 7 年度
社会福祉法人指導監査説明会・研修会

===== 内 容 =====

1. 令和 6 年度社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の
概要、令和 7 年度社会福祉法人等指導監査実施計画 **【資料 1】**
2. 社会福祉連携推進法人制度等について **【資料 2】**
3. 島根県福祉サービス第三者評価制度について **【資料 3】**
4. DWAT（災害派遣福祉チーム）について **【資料 4】**
5. 法人監査で指摘の多い事項とその対応方法について **【資料 5】**
6. WAMNET の経営指標の見方について **【資料 6】**
7. 社会福祉法人向けの研修について **【資料 7】**
8. 各所轄庁からの事務連絡等について

地域における公益的な取組

1. 全国の取組状況

地域における公益的な取組は、社会福祉法第 24 条第 2 項の規定により平成 28 年 4 月から全ての社会福祉法人（以下「法人」という。）の責務として位置づけられた。また、平成 30 年 1 月 23 日付けの厚生労働省通知（社援基 0123 第 1 号）では法人がより一層取り組みやすいものとして当該取組に係る具体的な運用を示している。令和 6 年度厚生労働省福祉基盤課調べによると、R5 年度現況報告書への記載が全法人の 7 割程度となっており、実施しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、取組を実施している法人については、現況報告書への記載漏れがないようご確認いただきたい。

2. 県内の取組状況（令和 6 年 10 月 島根県地域福祉課調べ）

県内法人の取組状況 263/265 （2 法人は新たな設立認可）

取組数 1,150 （平均 4.4/法人）

3. 取組の副次的な影響（WAM の「Research Report」2020.2.10 より）

- ・地域内や社会における法人の認知度やプレゼンスの向上（企業イメージの向上）
- ・福祉に関心のある学生へのアピール（訴求力の向上）
- ・若手職員の責任感ややりがいを感じる機会（モチベーションの向上）

4. 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（補助事業）

- ・H30～R6 年度 9 市町の 10 ネットワークで事業実施
- ・当該事業を活用し法人が連携して取り組んでいる事例あり
- ・令和 7 年度については、現在、補助金交付申請に係る事前協議を受付中

5. 取組の好事例集（各ホームページに掲載）

①全国

「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」
（令和 4 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

②県内

島根県社会福祉協議会 地域における公益活動